

静岡県訓令甲第10号

本 庁
出先機関

静岡県事務決裁規程（昭和39年静岡県訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
(知事の職務代理人) 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第2項の規定による知事の職務の代理者は、 <u>経営管理部長</u> とする。	(知事の職務代理人) 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第2項の規定による知事の職務の代理者は、 <u>総務部長</u> とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この訓令甲は、令和7年4月1日から施行する。